

平成26年3月1日改正

白根児童センター大プレイルーム棟使用要綱

(趣旨)

第1条 白根児童センターの大プレイルーム棟を白根凧合戦協会に所属する大凧組（以下「凧組」という。）が大凧の製作のために新潟市財産条例に基づき使用するにあたり、条例に定めのない使用方法について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 使用は専用使用とする。ここでいう専用使用とは、第6条に定める使用範囲を大凧製作の目的で使用するをいう。したがって、使用期間中については、他の目的による使用ができないものとする。

(利用者)

第3条 大プレイルーム棟を専用使用できる凧組は次のとおりとする。

- (1) 役者組，本新蝶組，五郎組，鯛町組及び桜蝶組とする。
- (2) その他市長が必要と認めるもの

(使用期間)

第4条 大プレイルーム棟の専用使用期間については、毎年3月1日からその年の白根大凧合戦が終了して最初に迎える日曜日までとする。ただし、毎年11月から翌年2月までの日曜日について、各月1日に限り専用使用できるものとする。

(使用時間)

第5条 使用時間については、午前8時から午後9時30分までとする。ただし、5月1日から白根大凧合戦期間終了日までについては、市長が認める範囲で使用できるものとする。

(使用範囲)

第6条 専用使用できる範囲については、大プレイルームアリーナとピロティ部及び外部階段南側脇の駐車場に限る。出入口については、外部階段にある出入口のみ使用する。ただし、施設管理者の許可を受けた場合は、集会室を使用できる。この場合、使用時間

は、施設開館時間を超えないものとする。

(使用料)

第7条 施設の使用料は、全額免除とする。

(使用条件)

第8条 その他、使用にあたっての条件は、次によるものとする。

- (1) 使用施設が、児童厚生施設であることを十分認識の上、施設管理者の管理監督のもと良識に基づき使用する。
- (2) 各夙組の責任者を施設管理者に報告するとともに、使用後の施錠等は責任を持って行う。
- (3) 養生等を施し施設を汚損することのないよう十分注意する。
- (4) 施設管理者の要請等により、児童センター等の利用者に対する伝統文化の継承に向けた指導・助言に積極的に協力する。
- (5) 敷地内では禁酒・禁煙とする。それ以外の飲食については可とするが、ごみの処分等については、各自で徹底する。
- (6) 染料等の洗い場は、施設の外に設置する洗い場を使用する。
- (7) 凧づくりに使用する古タイヤの置き場は、市長の指定する場所とする。
- (8) コンロの使用は、ピロティに限る。
- (9) 暖房器具については、持込による石油ファンヒーターのみとする。

(その他)

第9条 その他この要綱に定めのない事項、又は使用にあたって疑義が生じた場合は、区役所担当課、施設管理者及び夙組代表者が協議し定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。